

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先法人名称 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | | 点検結果 (見直す場合はその内容) | |
|------------------|------------|-------------------|---|---|-------------------|---------|---------------|---|---|
| | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 継続支出の有無 | |
| 公益財団法人日本医療機能評価機構 | 産科医療補償制度掛金 | 15,060,000 | — | 平成25年4月30日 平成25年5月31日 平成25年6月30日 平成25年7月31日 平成25年8月31日 平成25年9月30日 平成25年10月31日 平成25年11月30日 平成25年12月31日 平成26年1月31日 平成26年2月28日 平成26年3月31日 | — | 公財 | 国所管 | 問題は認められない (当該支出は、産科医療補償制度を運営する唯一の法人である当該法人に対して、分娩数に応じて掛金を納めているものであり、産科医療保障制度上必要不可欠なものである。) | 有 |

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。